

平成28年第2回常陸太田市議会定例会会議録

平成28年6月9日(木)

議事日程(第4号)

平成28年6月9日午前10時開議

- 日程第 1 報告第2号ないし報告第10号
日程第 2 議案質疑 議案第64号ないし議案第68号
日程第 3 請願委員会付託 請願第2号

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第2号ないし報告第10号(質疑・討論・採決)
日程第 2 議案質疑 議案第64号ないし議案第68号
日程第 3 請願委員会付託 請願第2号

出席議員

11番	深谷秀峰	議長	10番	菊池伸也	副議長
1番	諏訪一則	議員	3番	藤田謙二	議員
5番	木村郁郎	議員	6番	深谷涉	議員
8番	平山晶邦	議員	9番	益子慎哉	議員
12番	高星勝幸	議員	13番	成井小太郎	議員
15番	福地正文	議員	16番	川又照雄	議員
17番	後藤守	議員	18番	黒沢義久	議員
19番	高木将	議員	20番	宇野隆子	議員

欠席議員

14番 茅根猛 議員

説明のため出席した者

大久保 太一	市長	宮田 達夫	副市長
中原 一博	教育長	植木 宏	総務部長
加瀬 智明	政策企画部長	檜村 浩治	市民生活部長
西野 千里	保健福祉部長	滑川 裕	農政部長
岡崎 泰則	商工観光部長	生田目 好美	建設部長
根本 康弘	会計管理者	井坂 光利	上下水道部長
菊池 武	教育次長	関 正美	農業委員会事務局長

鈴木 淳 秘書課長 笹川 雅之 総務課長
大和田 隆 監査委員

事務局職員出席者

宇野 智明 事務局長 柳 一行 事務局次長
鴨志田 智宏 議事係長

午前10時開議

○深谷秀峰議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は16名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますので、ご了承願います。14番茅根猛議員、以上1名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○深谷秀峰議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 報告第2号から報告第10号

○深谷秀峰議長 日程第1、報告第2号から報告第10号まで、以上9件を一括議題といたします。

○深谷秀峰議長 これより質疑を行います。発言の通告がありますので、発言を許します。

20番宇野隆子議員の発言を許します。宇野隆子議員。

[20番 宇野隆子議員 質問者席へ]

○20番(宇野隆子議員) 日本共産党の宇野隆子です。私は報告第2号及び報告第4号の2件について質疑をいたします。

まず、報告第2号専決処分の承認を求めることについて、常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例について伺います。

18ページ、第16条の4、この法人税割の税率の引き下げについて伺いたいと思います。これが市税条例の主な改正の1つとなるわけです。本会議でも説明がありましたけれども、この税率引き下げ分相当については、地方交付税により交付になる見込みであると説明がありました。政府が消費税8%の引上げ時に税源の偏在性の是正として、地方交付税の原資とする仕組みを創設しております。2016年度の改正は、消費税を10%の引き上げによる地方交付税原資化の規模を拡大するもので、これは問題があると思います。

そこで伺いたいと思います。この法人税割の税率の引き下げについて、本市の場合には制限税率を使ってありますが、制限税率12.1%を8.4%に引き下げると、3.7%の引き下げというこ

とになります。この引き下げによる本市の税額ですけれども、幾らぐらい減額になるのか、このことについて伺いたいと思います。

次に、報告第4号専決処分の承認を求めることについて、常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてです。61ページの新旧対照表で伺いたいと思います。

国の「国保税法」の改正によりまして、課税額及び国保税の減額が改正になります。課税限度額の引き上げについてですけれども、現行の基礎課税額52万円が54万円となり、2万円の引き上げとなります。後期高齢者支援金等課税額が現行17万円から19万円となり、2万円引き上げとなります。課税限度額の引き上げにより、限度額を超える世帯数及び保険税収入の調定額が幾らになるのか、増額する見込み額について伺います。

また、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を超える世帯数及び調定額の見込み額についても幾らになるのか伺います。

次に、国保税の減額ですけれども、5割減額、2割減額でそれぞれ、1人につき26万円を加算した金額を超えない世帯は26万5,000円となるわけです。現行の47万円が1万円引き上がり、48万円となるわけですが、この減額対象となる世帯数について伺いたいと思います。

以上2件についてご答弁をお願いします。

○**深谷秀峰議長** 答弁を求めます。総務部長。

○**植木宏総務部長** 報告第2号専決処分の承認を求めることについて、常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例の第16条の4、法人税割の税率の引き下げについてのご質問にお答えをいたします。

本市の引き下げによります減収額の試算でございますが、平成27年度調定額で試算をいたしますと、法人市民税、法人税割の税額1億2,200万円に対しまして、4,500万円が減収となる見込みでございます。

○**深谷秀峰議長** 保健福祉部長。

○**西野千里保健福祉部長** 課税限度額の引き上げによる対象者についてのご質問にお答えいたします。

平成28年度の課税額につきましては、まだ確定していませんので、平成27年度の課税データに基づいて算出しました結果をお答えさせていただきたいと存じます。ご質問の課税限度額を超える世帯数と保険税収入の調定額でございますが、関連がございますので、合わせてご答弁させていただきます。

まず、課税限度額でございますが、これまでの課税限度額52万円では、限度額を超える世帯が110世帯となりますところ、今回の改正によりまして引き上げられます課税限度額54万円では102世帯となり、調定額では212万9,000円の増が見込まれます。また、後期高齢者支援金等課税額につきましては、これまでの課税限度額17万円では、限度額を超える世帯が67世帯となりますところ、今回の改正によりまして引き上げられます課税限度額19万円では47世帯となり、調定額では113万4,000円の増が見込まれます。

続きまして、減額判定所得の見直しによる対象世帯数についてお答えいたします。5割軽減世帯におきましては、1人当たりの基準額がこれまでの26万円では1,277世帯となりますところを、今回の改正によりまして引き上げられます基準額26万5,000円では1,305世帯となりまして、28世帯の増が見込まれます。同じく2割軽減世帯におきましては、1人当たりの基準額がこれまでの47万円では1,056世帯となりますところ、今回の改正によりまして引き上げられます基準額48万円では1,070世帯となりまして、14世帯の増が見込まれます。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 報告第4号について再質問を行います。

基礎課税額ですけれども、それを超える世帯について、今、金額とあわせてご答弁をいただきました。これは昨年度も引き上げになっております。政令に基づいて条例の改正が行われているわけですけれども、それにしても、今、高くて払い切れない国保税が、基礎課税額が52万円から54万円と。これは大体中間層あるいは少し所得のある人がこのあたりに該当するのかもしれませんが、さらなる負担となるわけです。そういう中で、今回、国保税の減額と基礎課税額の引き上げを行って、税の公平性ということが言われますが、今回の改正については政令に基づく改正ではありますけれども、どのような考え方のもとで行っているのか、この件について質疑をいたします。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ただいまのご質問、今回の地方税施行令の改正についての基本的な考え方ということでご答弁をさせていただきたいと存じます。

ご承知のように、国民健康保険につきましては、増嵩傾向にある医療費を保険者としてどう負担していくのか、一定のルールの中で財源を確保していくということが基本になってまいります。そのような中で、今般の経済情勢を踏まえまして、税源の確保をしてくためには保険税負担の公平を確保する、一方では、年金所得者を中心とする低所得者層に配慮していく、いわゆる中低所得者層の負担軽減を図っていく、そういうバランスをとる中で税源を確保していくという基本的な考え方に基づいて改正が行われたものと認識しております。

保険者といたしましても、その上で、その制度にのっかってきちんと税源を確保していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 先ほどのご答弁によりましてちょっと試算してみますと、国保税の減額世帯ですけれども、2割、5割、7割とあり、今回、2割、5割の方にそれぞれ5,000円あるいは1万円の引き上げがありました。7割の方は大変な低所得者でありますけれども、この2割、5割、7割を合わせると、4,400世帯ぐらいになるんじゃないかと思うんですが、国保加入世帯は8,300世帯あたりになり、大体55%が低所得者で占めているという本市の国保の内容になっています。そういう方と、今度の限度額を引き上げられる世帯というのは百二、三十

世帯ですよ。そういう中で、この国保に入っている加入者だけで保険料を決めていくのは当然難しいですし、こういうわけで国庫負担金も入ってくるわけですけれども、昨年に引き続いての引き上げというのは国保の負担増になるだけで、この改正は国がきちんと責任を持って、本当の意味での改革の中で国保負担の引き下げを求めていってほしいということを指摘して、質疑を終わります。

○深谷秀峰議長 以上で質疑を終結いたします。

○深谷秀峰議長 これより討論を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

20番宇野隆子議員の発言を許します。宇野隆子議員。

〔20番 宇野隆子議員 登壇〕

○20番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。私は、報告第4号専決処分の承認を求めることについて、常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の討論をいたします。

今回の一部改正は、保険税の課税限度額の引き上げ、及び所得の少ない被保険者に課する保険税の算定に係る基準の見直しをするというものになっております。現行の基礎課税額の限度額52万円を54万円に、後期高齢者支援金等課税額が現行17万円を19万円に、それぞれ限度額を2万円引き上げるとは、被保険者にとって、とりわけ52万円を超えて54万円までの範囲の被保険者は最高で2万円近くの課税額の引き上げとなるわけです。また、後期高齢者支援金等課税額の限度額引き上げについても同様です。ですから認められません。しかも、質疑の中でも申し上げましたけれども、この最高限度額の引き上げは昨年に続いての負担増となるわけです。また、低所得者への税額引き下げは、今でさえ大変なわけですから、これは当然やるべき改正だと思います。

国が高い国保税、払い切れない国保税を引き下げるためには、国庫負担金を引き上げること、所得の高い人、所得の低い人、この被保険者間での負担を調整することで国の負担を回避しようとする国の方針は、抜本的改革を先送りするだけのこととなります。昨年に続く課税限度額の引き上げで解決を図るあり方は、社会保障制度の1つである国民健康保険税の被保険者の負担を増やすばかりとなっております。誰もが払える保険税に軽減することは国の責任だと思います。国保税の引き下げこそ必要であり、課税限度額の大幅な引き上げには反対をいたします。

以上を述べまして、反対討論といたします。

○深谷秀峰議長 以上で討論を終結いたします。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

お諮りいたします。

報告第2号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例）、報告第3号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改

正する条例) , 以上2件については, 原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって, 報告第2号, 報告第3号, 以上2件については, 原案承認することに決しました。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

報告第4号専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)については, 原案承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷秀峰議長 起立多数であります。よって, 報告第4号については, 原案承認することに決しました。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

お諮りいたします。

報告第5号専決処分の承認を求めることについて(行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例), 報告第6号専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額の決定について), 報告第7号専決処分の承認を求めることについて(平成27年度常陸太田市一般会計補正予算(第6号)), 報告第8号専決処分の承認を求めることについて(平成27年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算(第2号)), 以上4件については, 原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって, 報告第5号から報告第8号まで, 以上4件については, 原案承認することに決しました。

○深谷秀峰議長 次に, 報告第9号, 報告第10号, 以上2件については, 「地方自治法施行令」第146条第2項の規定により報告事項となっておりますので, 報告をもって終了といたします。

日程第2 議案質疑 議案第64号ないし議案第68号

○深谷秀峰議長 次, 日程第2, 議案質疑を行います。

議案第64号から議案第68号まで, 以上5件を一括議題といたします。通告がありますので, 発言を許します。

20番宇野隆子議員の発言を許します。宇野隆子議員。

〔20番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○20番(宇野隆子議員) 日本共産党の宇野隆子です。議案第68号平成28年度常陸太田市一般会計補正予算(第1号)について, 1件伺います。

6ページ及び7ページとなります。この中で、7ページの歳出、3目農業振興費について伺いたいと思います。

本会議でも東京農大との連携による商品化に向けたワークショップなどを開いていくということでご説明をいただきましたけれども、もう少し詳細を伺いたいと思います。この3目農業振興費の補正額を見ますと、977万6,000円の増となっております。950万円が国庫支出金、歳入を見ますと、農業費補助金として山村活性化支援交付金950万円が補助金として予算措置されております。この点についてですけれども、申請して採択されるまでの経過について、1点伺いたいと思います。

2点目は、この国の山村活性化支援交付金950万円による事業内容の概要について伺いたいと思います。

そして、3点目ですけれども、節7、節12、節13についてそれぞれ伺いたいと思います。節7賃金、パートタイマー賃金88万2,000円はどのような仕事をお願いするのか、内容について伺います。12の役務費147万8,000円、土壌分析検査手数料となっておりますけれども、どこに手数料としてお支払いするのか、それから、どういう方法で検査をするのか伺いたいと思います。13節委託料が、未利用資源等調査委託料173万9,000円、資源活用ワークショップ開催委託料301万2,000円、竹伐採等委託料227万4,000円と、合わせて702万5,000円となっておりますけれども、この委託内容等について伺いたいと思います。

また、これは本会議でも3カ年の事業であるということで、今年度、国から950万円の補助金が出ております。この事業は最高1年間で1,000万円の事業であると聞いておりますが、3カ年ですと3,000万円の事業になるのかなとは思いますが、総事業費について伺いたいと思います。

それから、これからワークショップなどを行って進められていくわけですが、この事業の主体となる組織ですが、進めていく人たちがどういう人なのか、そのあたりもお聞きしたいと思います。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。農政部長。

○滑川裕農政部長 議案第68号平成28年度一般会計補正予算（第1号）における農政部関係の6ページの歳入、14款2項7目の農林水産業費国庫補助金950万円、7ページの歳出、5款1項3目の農業振興費977万6,000円に係るご質問にお答えいたします。

1点目の山村活性化支援交付金950万円における経過と事業概要といたしましては、まず経過でございますが、本市において、「山村振興法」に基づき当該支援交付金の対象となる里美地区の活性化に向け、昨年度、国へ計画申請をしたところ、本年3月に入り新規採択となったことから、今回、補正予算を計上させていただいたものでございます。

続きまして、事業の概要といたしましては、今般の山村地域の課題である山林荒廃の原因となっている放置された森林について、その整備に向けた現況調査と伐採後の竹の未利用資源としての活用に向けた調査計画及びワークショップ等に要する事業費977万6,000円に対し、国より950万円が交付されるものでございます。

続きまして、歳出における3つの節の内容といたしましては、7節賃金88万2,000円につきましては、竹の現況調査及び調査に基づく竹マップの作成、伐採計画の策定、ワークショップ等開催時における臨時職員に係る経費でございます。その開催に伴う資料等の作成をする臨時職員でございます。12節役務費174万8,000円につきましては、試験圃場で効果の検証・分析を行うための土壌検査手数料でございます。これにつきましては、効果を検証するに当たりまして、散布前と散布後の土壌検査をすることとなります。箇所といたしましては、24カ所を予定しております。13節委託料702万5,000円につきましては、1つ目の未利用資源等調査委託料といたしましては、地区内における竹林の現況調査及び伐採計画の策定に要する委託料173万9,000円であり、東京農大等に委託する予定としております。

2つ目の資源活用ワークショップ開催委託料といたしましては、今後の事業展開において地区内の方々が中心となる必要があるため、その推進体制を整備するためのワークショップ等のコーディネート委託料301万2,000円でございます。これについても東京農大等を考えております。

3つ目の竹伐採等委託料といたしましては、試験的な竹の伐採及び加工処理に要する委託料227万4,000円で、伐採につきましてはシルバー人材センター、加工処理については市の森林組合等を考えております。今のを全て合わせまして、合計702万5,000円となるものでございます。

次に、3カ年の総事業費でございますが、現時点では、歳出として2,977万6,000円、歳入として2,950万円を予定しております。

続きまして、組織、どのような人とかかわっていくのかのご質問につきましては、今後、この事業においては行政の指導ではなく、住民の方々が中心となった継続的展開が地域の活性化に結びつくものと考えております。つきましては、里見地区の既存の協会及び新たな地域コミュニティ組織などにかかわっていただくことが重要であるものと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 再質問ですけれども、これは要望のみにとどめたいと思います。詳細なご説明をいただきましたので、よく理解できました。

そうすると、東京農大との連携ということで、この中の未利用資源等調査委託料とワークショップ開催委託料、合わせて702万5,000円のところで、475万1,000円は東京農大に委託するということになるわけですね。先ほどのご説明にもありましたけれども、里美地区の山林荒廃の資源化で、研究を経て商品化していくと。この目的を達成することができるように、そして、農業の振興に波及するように、ぜひ地域の方々が——行政主導ではないということですが、行政ももちろんかかわっていくことですし、指導、援助もお願いしながら、この事業を進められることを求めます。

以上で質疑を終わります。

○深谷秀峰議長 以上で質疑を終結いたします。

○深谷秀峰議長 ただいま議題となっております議案第64号から議案第68号まで、以上5件については、お手元に配付いたしてあります議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3 請願委員会付託 請願第2号

○深谷秀峰議長 次に、日程第3、請願第2号「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第2号については、お手元に配付いたしてあります請願文書表のとおり、文教民生委員会に付託いたします。

○深谷秀峰議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は、6月16日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時33分散会